

秘密指定解除
公文書監理室

厚生省保管旧軍人韓国人遺骨
処理方針（案）

44/2/6

北東アジア課

第3回日韓定期閣僚会議の外務関係個別会議
でのコミュニケ草案作成の際に旧軍人韓国人遺
骨について日韓間に合意をみた別紙の了解に基
づき次の方針により処理することとする。

1. 本件遺骨の引渡しを受けることができる者
は、別紙了解に基づき遺族（注1）及び縁故
者（注2）とする。
2. 上記の遺族または縁故者は死没者との身分
関係を明らかにできる戸籍の謄（抄）
本及び本人の現住地（韓国内）を明らかにす
ることができる書類のほか在京韓国大使館の
承認書をそえて日本国政府に申請すること。

3. 上記申請の受付は外務省北東アジア課で行

なう。

从 厚生省援護局は外務省から転達された申請

書類を審査し、遺骨引渡しの可否を決定する。

右決定を行なう上で必要あると認めるときは

外務省と協議を行なう。

4. 引渡しがきまつた遺骨は外務省が厚生省か

ら受けとりこれを在京韓国大使館に引渡し、

同大使館より申請人本人への引渡しのため本

国に発送される。

5. 遺骨保管に関する日本国政府の責任は外務

省が当該遺骨を韓国大使館に引渡した時に終

了する。

〔参考〕

韓國民族第7ヶタ集に定める親族

1. 8親等以内の父系血族

2. 4親等以内の母系血族

3. 夫の8親等以内の父系血族

4. 夫の4親等以内の母系血族

5. 妻の父母

6. 配偶者

主文

両国の閣僚は、現在日本国政府により保管されている第二次大戦中戦没した韓国人遺骨の引き渡しが早急になされることを希望し、これがためます確認のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡すことに合意した。なお、両国の政府は韓国にある日本人遺骨の保全及び日本側関係者による引きとりに関し、さらに両国間で話し合いを行なうこととに合意した。

(注1)

遺族とは故人が配偶者及び二親等以内の父系血族をいう。

即ち、故人の配偶者、両親、祖父母、子、孫及び兄弟姉妹

(注2)

縁故者とは、上記配偶者及び二親等以内の父系血族を除く、韓国民法第777条に規定されている親族をいう。